

自治体クラウドの導入促進の取組等



総務省

地域力創造グループ
地域情報政策室

「自治体クラウド」について

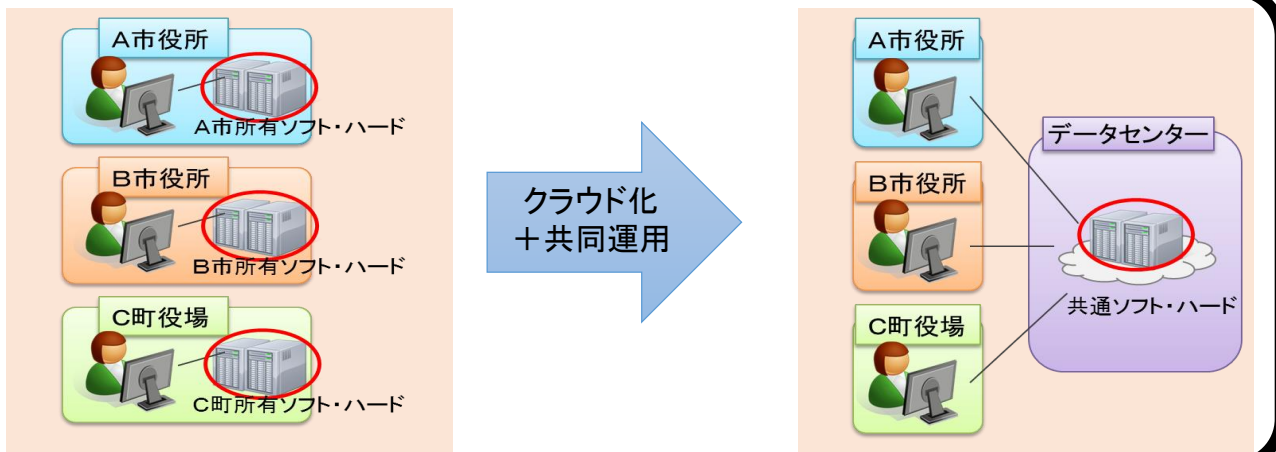
「自治体クラウド」は、複数の地方自治体によりクラウド化された情報システムを共同運用するものであり、その効果として、情報システムに要する経費・人的コストを削減すること等ができるものであって、その削減費用・人的資源を他の分野で有効活用し、質の高い住民サービスを提供可能となるものとして、地方自治体の導入を促進しているもの

- 情報システムの運用コストが3割程度削減可能
- 集中監視により情報セキュリティ水準が向上
- 庁舎が被災しても業務継続が可能
- 参加団体間で業務が共通化・標準化

自治体クラウド

基幹系システム[※]のクラウド化を実施し、かつ、複数の地方公共団体の基幹系システムの共同利用を行っているもの

※ 住民基本台帳・税務・国民健康保険・国民年金・福祉等の個人番号を利用する事務を取り扱うシステム



単独クラウド

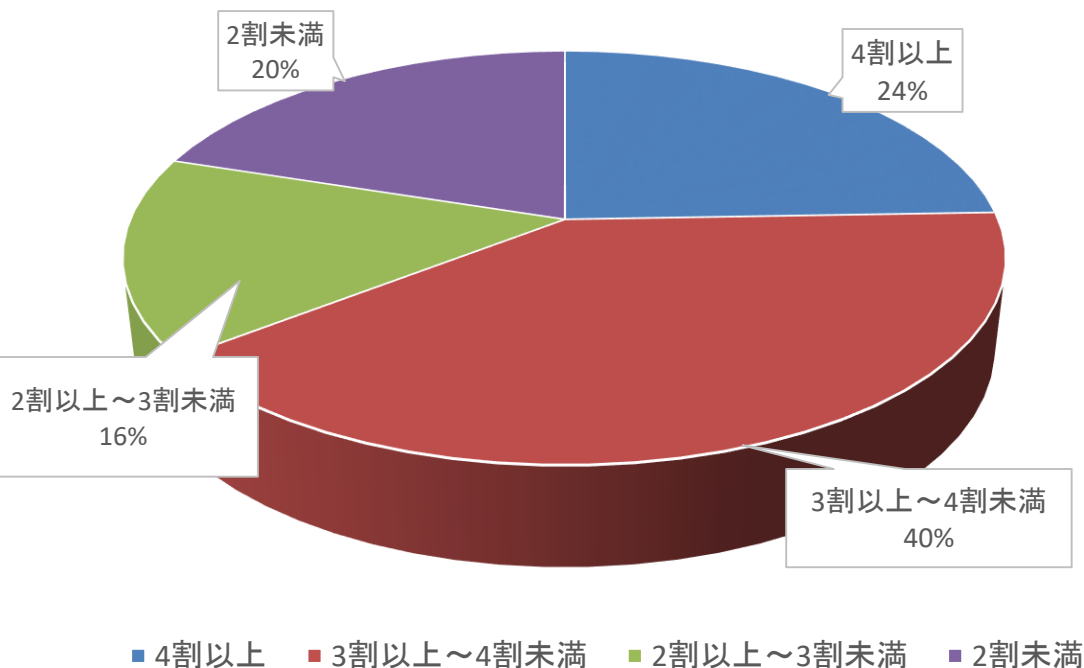
基幹系システムのクラウド化を実施しているが、共同利用は行っていないもの



自治体クラウド導入の効果①「自治体クラウド」による費用削減効果

自治体クラウドの費用削減効果により分類した結果については、「4割以上」は、24%、「3割以上～4割未満」は、40%、「2割以上～3割未満」は、16%、「2割未満」は、20%のとおりである。全体の約6割以上のグループにおいて3割以上の費用削減効果があり、又は見込まれるとしている。

図表 費用削減効果



自治体クラウド導入を実施したグループに対して、費用削減効果について、調査を実施し、実際の削減効果又は見込みを取りまとめたもの。

調査対象：45グループ、244団体

「自治体クラウド」による費用削減効果（つづき）

	組織名	削減効果 (%)
4割以上	おうみ自治体クラウド協議会	60
	奈良県基幹システム共同化検討会	56
	留萌地域電算共同化推進協議会	56
	佐賀県唐津市,玄海町	50
	新潟県市町村情報システム共同利用連絡会議	50
	愛知県豊橋市,岡崎市	45.5
	埼玉県町村情報システム共同化推進協議会	44.6
	神奈川県町村情報システム共同事業組合	43
	滋賀県6町行政情報システムクラウド共同利用事業推進協議会	42
	置賜広域行政事務組合電算システム 共同アウトソーシング	40
	福岡県宇美町,志免町,須恵町	40

	組織名	削減効果 (%)
3割以上～ 4割未満	長野県市町村自治振興組合	39.2
	西多摩郡町村電算共同運営協議会	38
	東三河共同調達グループ	35
	高知県中西部ASP利用型住民情報システム運営協議会 (高知県中西部電算協議会)	35
	高石市・忠岡町・田尻町自治体クラウド	35
	吾妻郡町村情報システム共同化推進協議会	34
	富山県情報システム共同利用推進協議会	33
	諏訪広域連合	30
	京都府自治体情報化推進協議会	30
	大分県自治体クラウドAcrocity協議会	30
	福井坂井地区広域市町村圏事務組合	30
	大分県自治体クラウドTops協議会	30
	田川地区システム共同構築協議会	30
	石川県輪島市,穴水町,能登町	30
	山形県庄内町,三川町	30
	和歌山県橋本市 奈良県大和郡山市	30
和歌山県電子自治体推進協議会	30	
和歌山県かつらぎ町,湯浅町,広川町	30	

※ 主な自治体クラウドグループから報告があった費用削減効果に基づくもの。

○ 従来の自庁舎での管理・運用に代わり、データセンターで管理・運用することによって、セキュリティ水準が向上。

(※) データセンターは、一般的に、耐震・免震構造、無停電電源・非常用電源、火災感知・報知システム、厳重な入退館管理、24時間365日有人監視等の高いセキュリティ水準を有している。

		自治体クラウド(データセンターで管理)	自庁舎内に設置
機密性 (不正なアクセスを許さない)	セキュリティ対策ソフト	○ 高度なセキュリティソフト導入が可能であり、OSやウイルス定義等も最新に更新される。	△
	24時間監視 (人員配置)	○ 不正な通信などのシステム挙動を24時間監視している。インシデント発生の際も対応が迅速。	×
	入退出管理 (インフラ)	○ 原則、外部の人が出入りできないなど厳格な入退室管理(ドアでカードやコード等の認証)	△
完全性 (情報が最新・正確な状態である)	バックアップ (運用、人員)	○ 他のデータセンターでデータのバックアップを取っている場合、事故や災害でデータが完全に失われるリスクが低い。	△ バックアップを実施する際は、磁気テープへの書き出し・輸送・倉庫保管など手間がかかる。
可用性 (必要な時に情報にアクセスできる)	非常用電源・免震床 (インフラ)	○ 災害時の非常用電源や免震床は、データセンターの大きなメリット。	×
			自治体が自前で当該設備を構築・運用するのは高額な投資になる上、スケールメリットが享受できない。

- データセンターの活用によって、庁舎が被災しても業務が継続可能であると同時に、自治体クラウドグループ間で災害時の相互支援協定を締結することで業務継続性が向上。

自治体クラウドグループで相互支援協定を締結した事例

- ① 和歌山県かつらぎ町、湯浅町、広川町グループ(平成27年度に締結)
南海地震を見据え、沿岸に立地する広川町と湯浅町、内陸に立地するかつらぎ町とでグループを形成すると同時に、
 - 災害時における業務継続体制として、人(職員)、物(システム、PC)、場所(庁舎)について相互連携する。
 - グループ内のいずれでも罹災証明書を発行できるようにする。といった内容を含む相互支援協定を締結。その後、3団体から11団体に拡大し(平成28年度)、改めて11団体で同内容の相互支援協定を締結。
- ② 茨城県常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、大子町、五霞町グループ(平成29年度)
東日本大震災の経験を踏まえ、相互支援協定を締結(平成25年度のグループ結成の4年後に締結)。

市区町村における情報システム経費の調査結果（概要）

1. 調査の背景・目的

○市区町村の業務処理にクラウド(※)を導入することによって、①情報システム経費の削減、②セキュリティ水準の向上、③被災時の業務継続性確保、④参加団体間の業務の共通化・標準化といったメリットがあり、これまでも政府としてその導入を支援してきたところ。

主な取組

- ・「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を全地方公共団体に提示し導入を助言。
- ・政府CIOと連携の上、地方公共団体の長に対してクラウド導入について直接要請。
- ・全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会等における取組を支援。
- ・「地方公共団体におけるクラウド導入に係るロードマップ」を策定し、地方公共団体に対してクラウド導入等計画の策定を要請。

○「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月21日経済財政諮問会議)等において、地方公共団体における情報システム経費の試算・公表をすることとしており、今般調査結果をとりまとめの上、公表することとしたもの。

(※) クラウド：地方公共団体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自庁舎で管理・運用することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組

2. 調査対象

(1) 調査対象団体：全市区町村(1,741市区町村)

(2) 調査の対象とする情報システムの範囲等：

基幹系システム(住民情報・税務・国保・年金・福祉)及び内部管理系システム(人事給与・財務会計・文書管理)に係る整備経費及び運用経費(平成29年度当初予算計上ベース)(※)

(※) 政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の「別添 情報システムの経費区分」における区分による。

市区町村における情報システム経費の調査結果（総括）

平成30年3月30日公表

- 平成29年度当初予算における全市区町村の情報システム経費の合計は、4,786億円。
- 全市区町村の住民一人当たり経費は、3,742円。
- 市区町村を下表のとおり人口規模別に分類し、当該分類における一人当たり経費の平均を見ると、「10～20万人未満」区分までは概ね人口の増加に伴い低くなる傾向が見られるが、「20～30万人未満」区分以上では、人口の増加に伴い高くなる傾向が見られる。
- 人口規模区分における総経費を分類すると、「2万人未満」「2～5万人未満」「5～10万人未満」「10～20万人未満」に属する市区町村(1,611/1,741団体、92.5%)で2,374億円(総経費の49.6%)、「20～30万人未満」「30万人以上」に属する団体(130/1,741団体、7.5%)で2,412億円(総経費の50.4%)となっている。

全市区町村の情報システム経費の合計額	住民一人当たりの経費(※)
4,786億円	3,742円

(※)4,786億円を住民基本台帳に基づく人口(1億2,790万7,086人、平成29年1月1日時点)で除したものと

	2万人未満	2～5万人未満	5～10万人未満	10～20万人未満	20～30万人未満	30万人以上
人口規模区分の総経費(億円)	487	531	664	692	409	2,003
住民一人当たり経費 人口規模区分平均(円)	11,724	4,071	3,675	3,096	3,583	3,601
人口規模区分における 一団体当たり経費(億円)	0.6	1.3	2.5	4.4	8.9	23.8

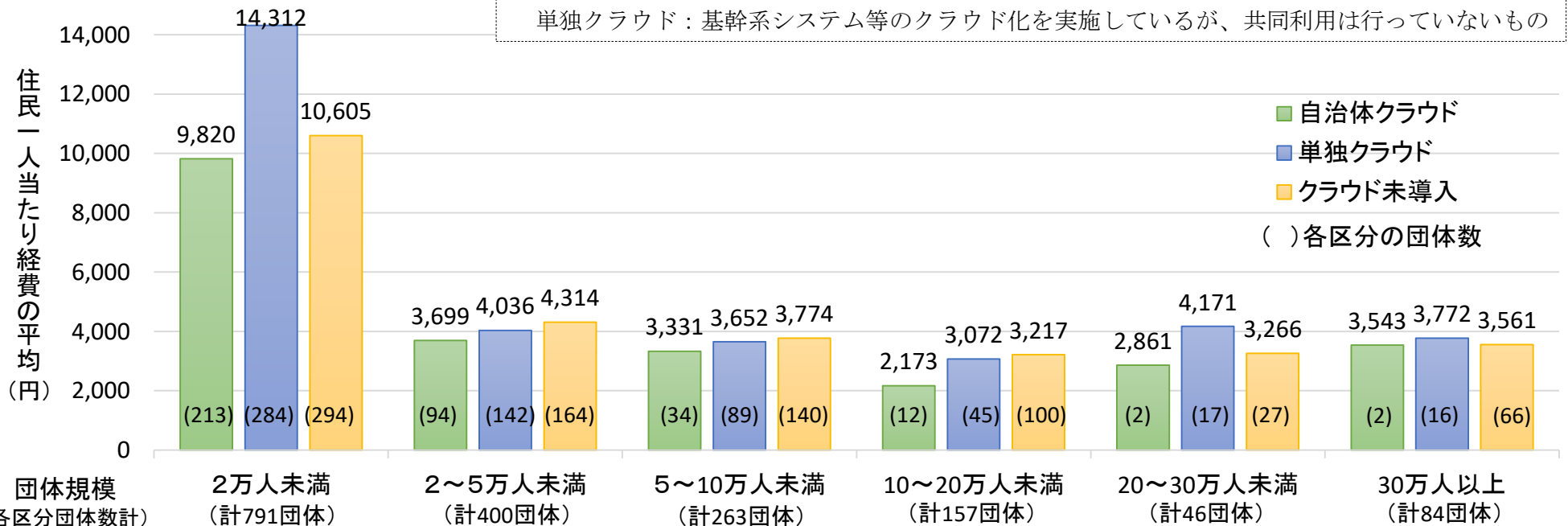
(参考)

各区分の団体数(団体)	791	400	263	157	46	84
各区分の総人口(千人)	6,773	13,347	18,372	22,093	11,474	55,848

市区町村における情報システム経費の調査結果(クラウド導入団体と未導入団体の状況①)

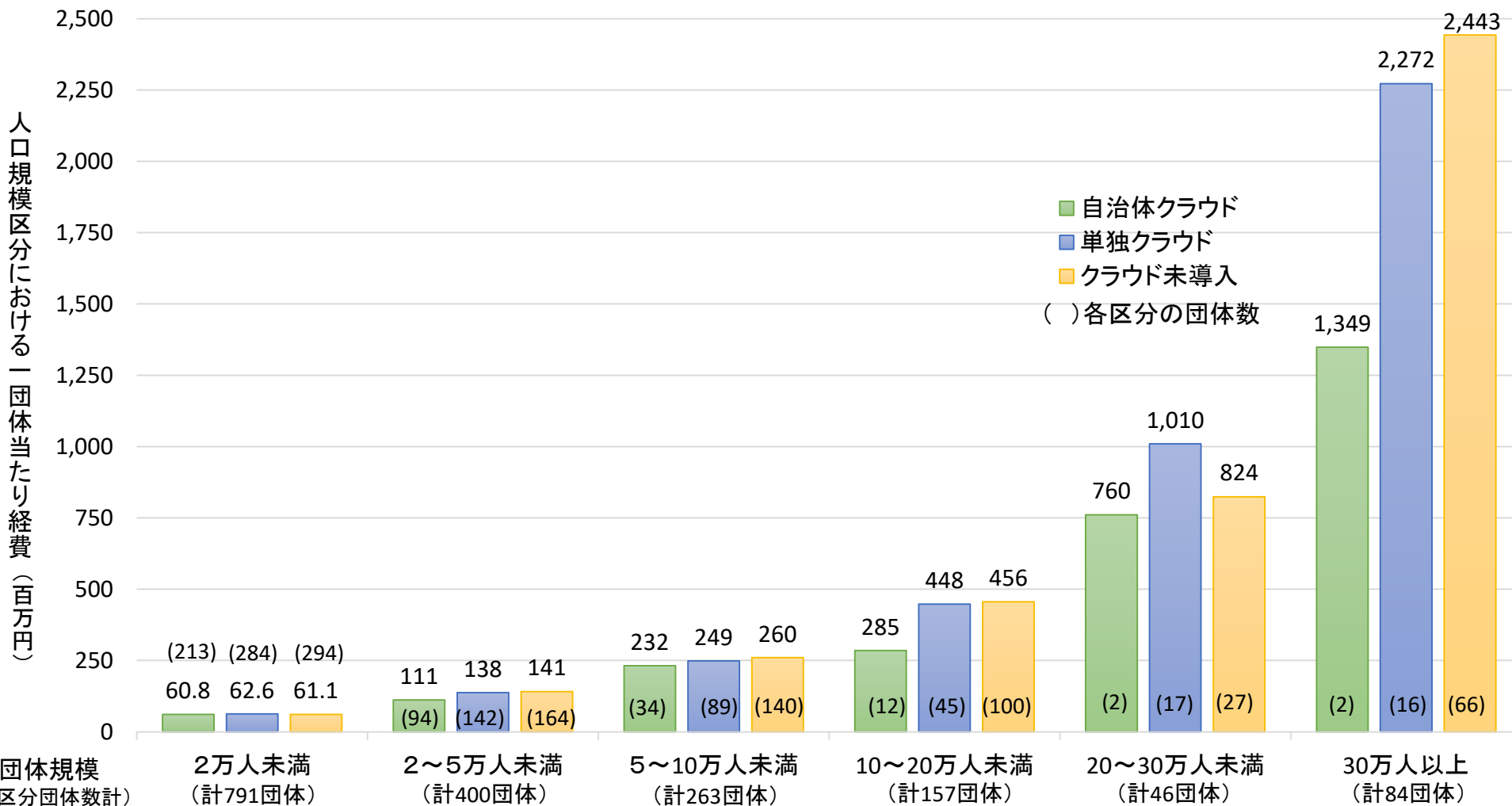
- 住民一人当たり経費の各人口規模区分平均について、自治体クラウド導入団体、単独クラウド導入団体、クラウド未導入団体で比較すると、全人口規模区分において、自治体クラウド導入団体の経費が最も低い結果となった。
- 「2万人未満」「20～30万人未満」「30万人以上」区分においてはクラウド未導入団体より単独クラウド導入団体の経費が高い結果となった。
- 「2万人未満」区分における単独クラウド導入団体には、人口数下位3団体が含まれており、これらの団体の住民一人当たり経費はそれぞれ583,313円、153,112円、162,327円となっており、当該3団体を除いた住民一人当たり経費の平均は11,266円となる。

※自治体クラウド：基幹系システム等のクラウド化を実施し、かつ、複数の地方公共団体の基幹系システム等の共同利用を行っているもの
 単独クラウド：基幹系システム等のクラウド化を実施しているが、共同利用は行っていないもの



市区町村における情報システム経費の調査結果(クラウド導入団体と未導入団体の状況②)

○一団体当たり経費について、全人口規模区分において、自治体クラウド導入団体の経費が最も低い結果となった。



地方公共団体におけるクラウド導入促進に係る主な取組

(1) 「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を全団体に提示し導入を助言

- 複数の地方公共団体による自治体クラウドを導入したグループの事例について、深掘り・分析及び整理・類型化を行い、その成果を「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」(平成28年8月5日付総務大臣官房地域力創造審議官通知)として取りまとめ、地方公共団体に対し取組を加速するよう要請。
- 先行して自治体クラウドを導入したグループにおける構成団体数、検討期間、コスト削減見込み、受注ベンダ等に関する情報を共有することで、具体的な検討に着手しやすい環境を整備。
- 導入に向けて具体的な検討を進めている地方公共団体に対し、当該団体・グループの人口規模やベンダが同じであるなど、状況が類似する他の導入事例の紹介等を通じて、検討を後押し。

(2) 政府CIOによる地方公共団体の長に対するクラウド導入について直接要請(P4)

- 政府CIO等が市町村長を往訪し、自治体クラウドの導入を具体的に検討するよう直接要請。
- 都道府県知事に対しては、県内市区町村のクラウド化の取組を支援するよう要請。

(3) 全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会等における取組支援

- 知事会、市長会、町村会の情報通信担当委員会等の場において、クラウド導入の推進を要請。

(4) ロードマップを策定し、クラウド導入等計画の策定を要請

- 自民党提言「地方公共団体におけるクラウド導入の促進に向けての提言」(平成29年5月18日)も踏まえ、「地方公共団体におけるクラウド導入に係るロードマップ」を策定し、全地方公共団体に通知(平成29年11月9日付地域力創造審議官通知)。
- ロードマップに基づき、市区町村には、今後のクラウド導入等に関する計画を策定するよう要請。都道府県には、県内市区町村がクラウドを導入する際の支援策に関する計画を平成29年度内に策定するよう要請(官民データ計画の一部として整理)。
- 計画に基づき、着実なクラウド導入が進むよう、その進捗を把握しつつ、必要に応じ地方公共団体の取組を支援。
- 全市区町村の今後のクラウド導入等に関する計画をマッピング化し、全国の市区町村における「クラウド等導入計画」の見える化として、全地方公共団体に提供。

(5) カスタマイズ抑制に関する基本方針・ガイドラインの提示

- 地方公共団体がカスタマイズの抑制を検討する際の基本的な考え方・対処方針をとりまとめた「地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システムのカスタマイズ抑制等に関する基本方針」や実際のシステム調達の際にカスタマイズ抑制の観点から必要な作業項目を整理した「地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システム調達に関するガイドライン」を策定し、全地方公共団体に通知(平成31年3月29日付地域力創造審議官通知)。

自治体クラウドの導入を支援する地方財政措置

自治体情報システム構造改革推進事業

平成31年度地方財政計画において、①自治体クラウドの推進、②情報セキュリティ対策、③マイナンバー関連システムの運用、④地方公会計システムの整備・運用、⑤デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用に要する経費を、「自治体情報システム構造改革推進事業」として計上(1,500億円)。

本事業における、自治体クラウドの推進のための措置の概要は次のとおり。

○ 自治体クラウドの推進に係る特別交付税措置

【対象経費】

▶ 共同化計画に要する経費

情報システムの共同利用に向けた団体間の調整(業務の見直し、再構築等(これらのための会議開催を含む。))を実施し、自治体クラウドの導入による情報システムの最適化に向けた計画の策定等に要する経費や、同計画を踏まえた情報システムに係る要求仕様書の作成や選定等の経費。(例:自治体クラウド推進組織としての町村会事務局が、共同化計画を策定する経費。都道府県が、域内市区町村の共同化計画を策定支援する際の経費。)

▶ 導入コンサルタントに要する経費

共同化計画に基づく調達に向けたRFI/RFP(*)やシステム構築時のクラウドベンダや複数団体との調整など、移行作業を円滑に実施するためのコンサルタントに要する経費。(例:RFI/RFPを行う際にコンサルタントから助言を受ける経費、自治体クラウド導入自治体から職員の派遣を受ける場合の旅費等の経費。)(*)Request for Information(情報提供依頼書) / Request for Proposal(提案依頼書)、発注先候補者の事業者に、情報提供や具体的な提案を依頼する文書。

▶ データ移行経費

自治体クラウドの導入に当たり、現行の情報システムに格納されているデータの移行に要する経費。(例:異なるパッケージ間のデータ移行の際に必要な移行データ仕様設計費、データ移行ツール開発費等。)

▶ 実務処理研修に要する経費

事業者から提供されるサービスに応じたシステムの管理体制や各業務システム端末の画面・操作方法等について、情報システム管理者たる情報政策担当職員や窓口担当職員等に対するシステム操作研修等に要する経費。

▶ 新システムの安定稼働のためのコンサルタントに要する経費

新システム稼働に伴うエラーの対処など、新システム移行から同システムが安定的に稼働するまでの支援を受けるためのコンサルタントに要する経費(新システム導入後一年間に限る。)

【算定方法】 上記対象経費のうち特別交付税の算定の基礎として総務大臣が調査した額 × 0.5 × 財政力補正

○ 自治体クラウドの推進に係る普通交付税措置

自治体クラウドの導入に必要な業務システムの標準化及びハードウェア整備等に係る経費や、データ移行作業に係る経費を計上。

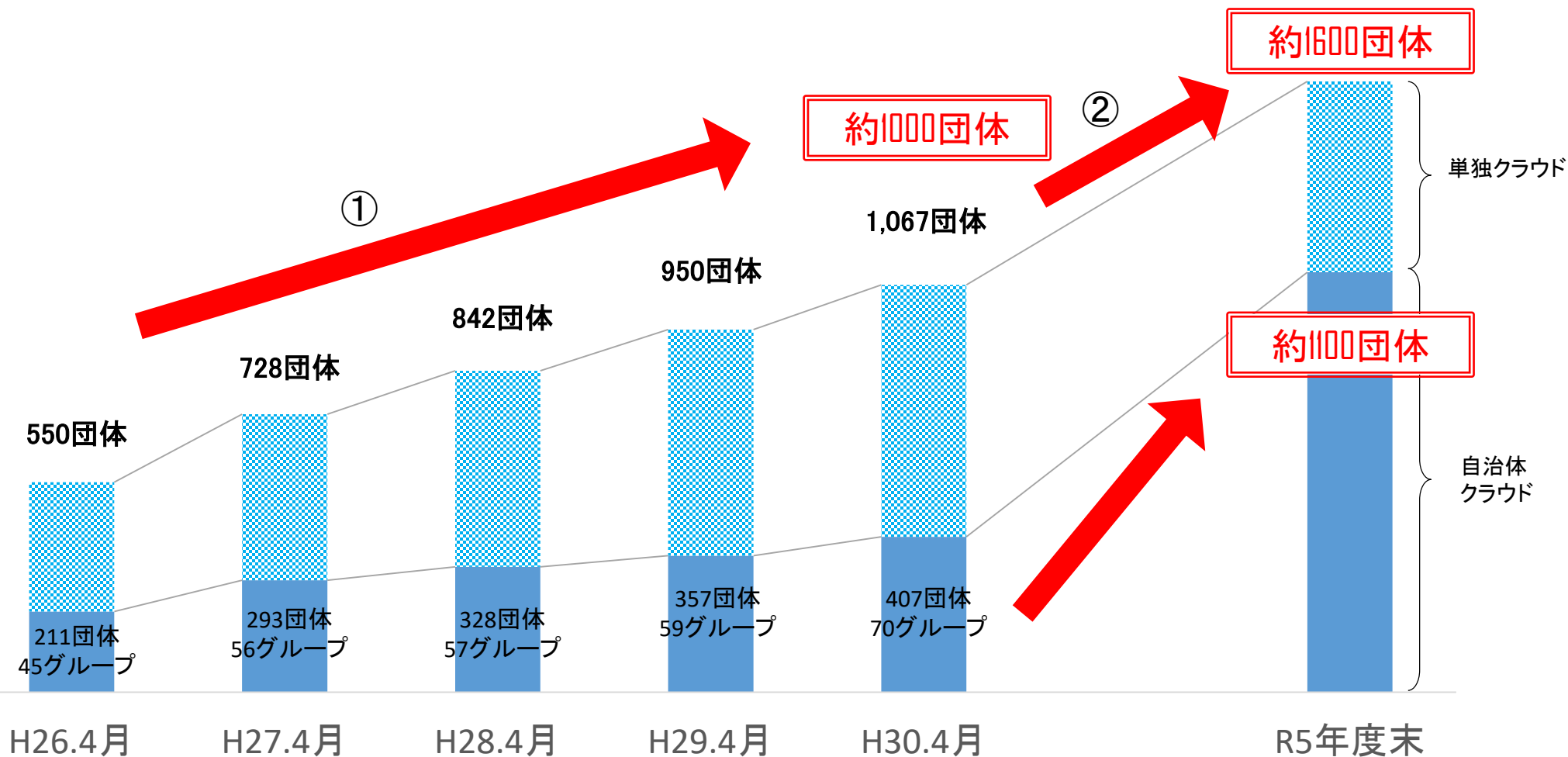
トップランナー方式を反映した基準財政需要額の見直し内容について

【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容					見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容		
		経費水準の見直し			経費区分の見直し (給与費→委託料等)	段階補正の見直し				
		見直し前年度 (H28導入分:平成27年度) (H29導入分:平成28年度)	平成30年度	見直し 終了年度						
H28 導入分	◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円 /1校)	3,239(千円 /1校)	2,927(千円 /1校)	○	5	民間委託等		
		中学校費	3,707(千円 /1校)	3,239(千円/ 1校)	2,927(千円 /1校)	○				
		高等学校費	7,353(千円 /1校)	6,633(千円/ 1校)	6,152(千円 /1校)	○				
	◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	139,129(千円)	139,129(千円)		3			
	◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	44,359(千円)	44,359(千円)	○	○		3	
	◇一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	据え置き	○			-	
	◇学校給食(調理)	小学校費	20,255(千円)	据え置き	据え置き	○			-	
	◇学校給食(運搬)	中学校費	12,782(千円)	据え置き	据え置き	○			-	
	◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,441(千円)	29,441(千円)	○	○		3	指定管理者制度 導入、民間委託等
	◇公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	据え置き	○			-	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、 福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せ ず包括的に算定	6,840(千円) の減	11,398(千円) の減	○	○	5	庶務業務の集約化		
◇情報システムの運用 (住民情報関連システム、 税務関連システム、 福祉関連システム等)	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	13,265(千円)	13,265(千円)	○		3	情報システムの クラウド化		
	徴税费	32,030(千円)	24,160(千円)	24,160(千円)						
	包括算定経費	36,204(千円)	27,309(千円)	27,309(千円)						
H29 導入分	◇公立大学運営	理科系学部	1,694(千円 /人)	1,600(千円/ 人)	1,460(千円 /人)	○	5	地方独立行政 法人化		
		保健系学部	1,938(千円 /人)	1,830(千円/ 人)	1,668(千円 /人)					

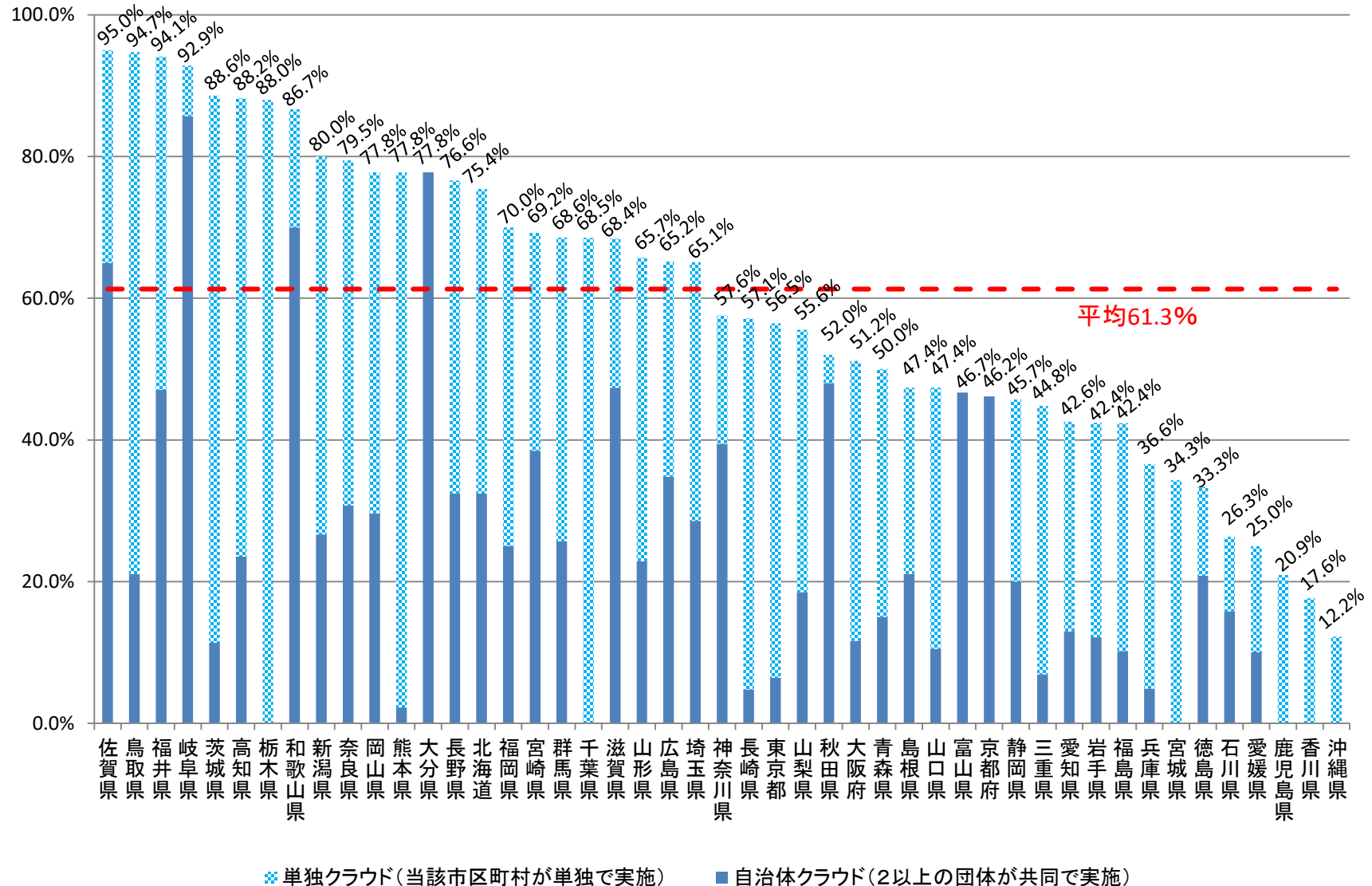
クラウド導入市区町村数の推移と目標

- ① 「経済・財政再生計画 改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議取りまとめ)における、「550団体を平成29年度末までに倍増(約1,000団体)する」との目標を達成。
- ② 「世界最先端デジタル国家創造宣言」(平成30年6月15日閣議決定)において、「2023年度末までにクラウド導入団体を約1,600団体、自治体クラウド導入団体を約1,100団体にする」との目標を設定。



各都道府県毎のクラウド導入状況

クラウドを導入している域内市区町村の割合 (平成30年4月1日現在)



「自治体クラウド」による導入例①【富山県・富山県情報システム共同利用推進協議会】

概要

《構成団体》：9団体(射水市、滑川市、入善町、上市町、朝日町、舟橋村、黒部市、魚津市、立山町)

《開始時期》：H27(射水市、滑川市、入善町、上市町、朝日町、舟橋村)H30(黒部市)、H31(魚津市、立山町)

《自治体クラウド利用可能業務（利用団体数）》：
 住民情報、税、国民健康保険、国民年金、福祉（9団体）、
 人事給与システム（3団体）、財務会計システム（4団体）、
 文書管理システム（3団体）

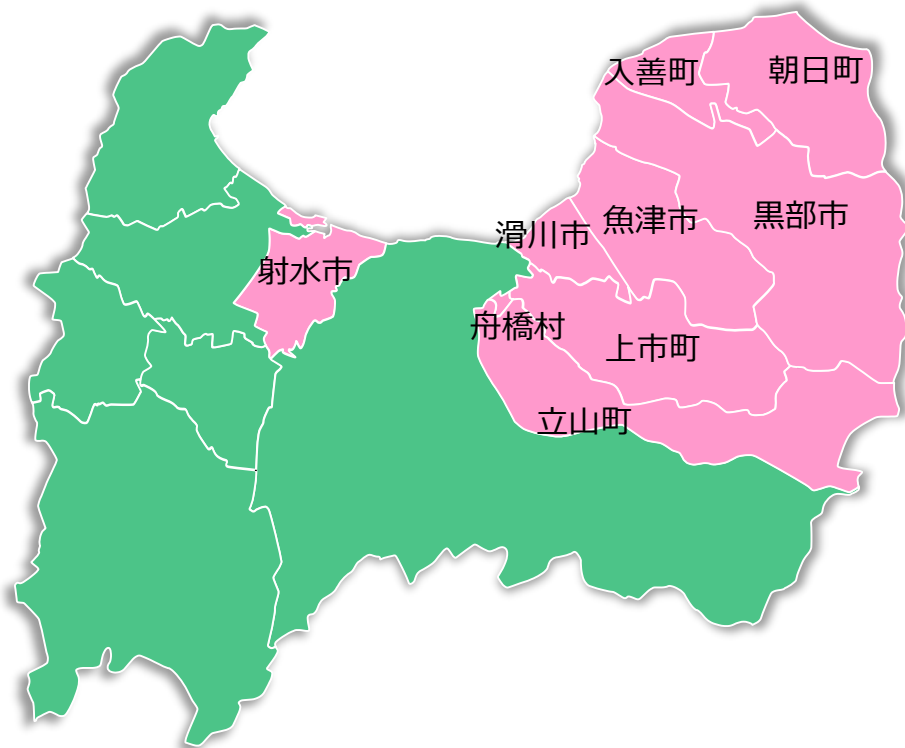
経費削減効果

33%

情報システム運用経費比較

(単位：億円)

	クラウド移行前 (5年間)	クラウド移行後 (5年間)	削減率
射水市	9.2	5.7	38%
滑川市	4	2.5	38%
入善町	2.5	1.8	28%
上市町	2.4	1.7	29%
朝日町	2.4	1.4	42%
舟橋村	1.1	0.8	27%
黒部市 (H30.4~)	5.25	3.6	31%
魚津市 (H31.4~)	4.2	3.6	14%
立山町 (H31.4~)	3.4	2	41%
合計	34.45	23.1	33%



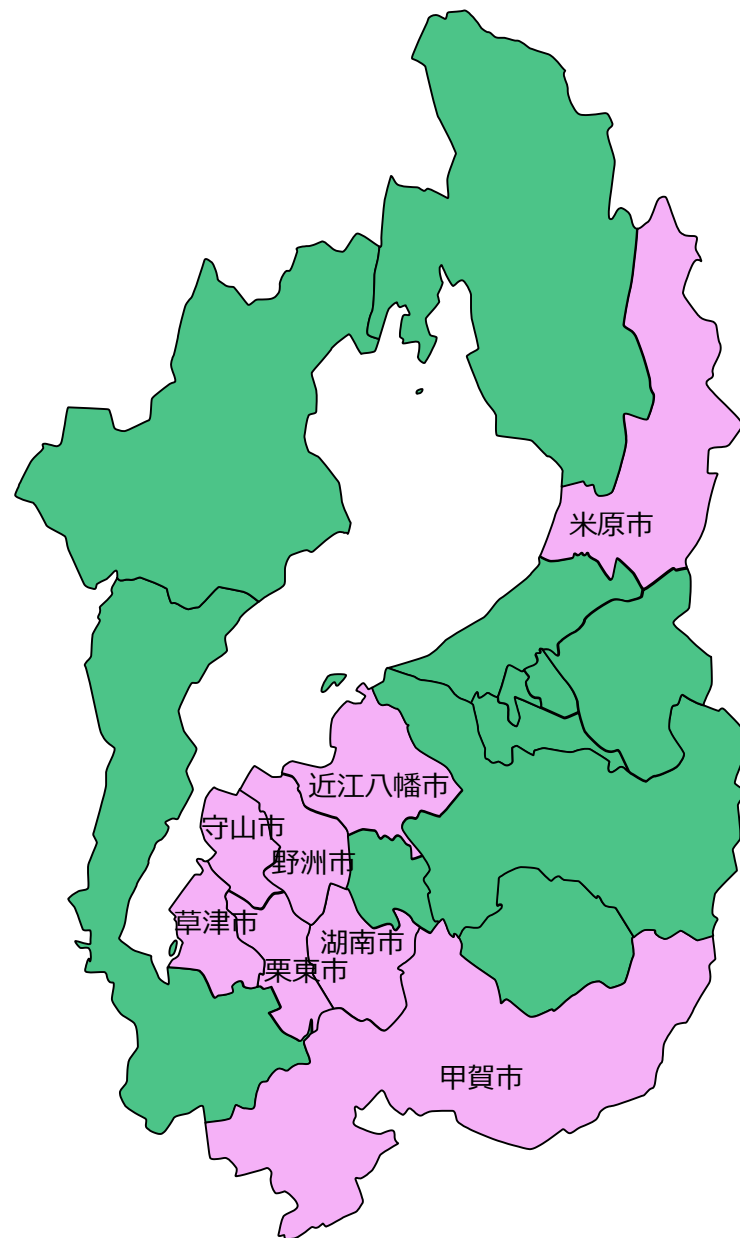
「自治体クラウド」の導入例②【滋賀県・おうみ自治体クラウド協議会】

概要

《構成団体》：8団体(草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、近江八幡市、米原市、甲賀市)

《開始時期》：H27(草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市)H29(近江八幡市)、H30(米原市)H31(甲賀市)

《自治体クラウド利用可能業務（利用団体数）》：
国民健康保険（7団体）、住民情報、税、国民年金、福祉（6団体）、文書管理システム（1団体）



「自治体クラウド」の導入例③【岐阜県・一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター】

概要

○全国で最多の自治体加入の自治体クラウドグループであり、県内42団体34団体加入(加入率：81%)

岐阜県市町村行政情報センターは、コンピュータの共同利用の推進による市町村事務の近代化を目的として、県主導により設立。平成20年より、共通のシステム及びデータセンターを利用する自治体クラウドとして利用が開始されている

《構成団体》：大垣市、高山市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、岐南町、笠松町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村

《開始時期》：H20～

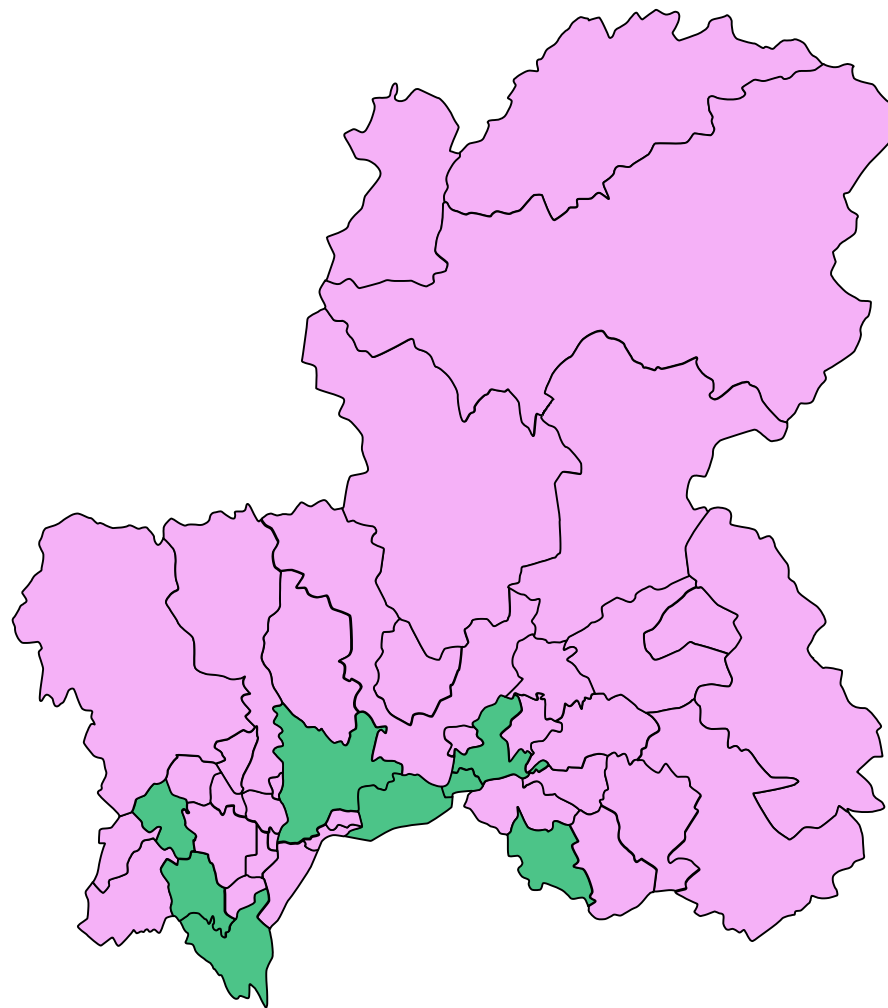
《自治体クラウド利用可能業務（利用団体数）》：

住民情報、税、国民健康保険（34団体）、

福祉、国民年金、人事給与システム（33団体）、

財務会計システム（32団体）、

文書管理システム（22団体）



令和元年6月21日
閣議決定

2. 経済・財政一体改革の推進等

(1) 次世代型行政サービスの構築を通じた効率と質の高い行財政改革

① デジタル・ガバメントによる行政効率化

(国主導の情報システム・データ標準化の推進と財源の確保等)

国及び地方自治体等の情報システムやデータは、集約・標準化・共同化し、原則、オープンな形で誰もが利用でき、キャッシュフローを生み出す「公共財」となるよう設計する。地方自治体等の情報システムについては、財源を含めた国の主導的な支援の下で標準化等を進め、また、カスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進する。

デジタル・ガバメントの早期実現に向け、マイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用し、既に行政が保有している情報について添付書類の提出を一括して撤廃するとともに、戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。

※下線は総務省が付記

令和元年6月14日
閣議決定

III. 我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメント

3 地方公共団体のデジタル化

(2) 地方公共団体におけるシステム等の共同利用の推進

(略)

現段階においても、デジタル技術を積極的に活用して先進的な取組を行っている地方公共団体があるものの、デジタル化の取組が進んでいない団体も数多く存在する。このような状況の中で、我が国の地方公共団体全体のデジタル化を進めるためには、地方公共団体のデジタル化を支えるシステム等を個別に構築することは非効率であることから、今後は、地方公共団体におけるシステム等の共同利用を推進していくべきである。

地方公共団体のシステム等の共同利用については、これまでも、業務プロセスの共通化・標準化に加え、コスト削減や情報セキュリティ水準の向上といった効果が期待できる複数団体による共同でのクラウド化を行う自治体クラウドの導入等を推進しており、令和5年度末までに自治体におけるクラウド導入団体数を約1,600団体（うち自治体クラウド導入団体数は約1,100団体）とすることを目標としている。このため、地方公共団体のシステムについて、カスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進する。

また、地方公共団体における情報システムに係る運用コスト等については、令和5年度を目途に3割削減（平成27年度比。ただし、新規業務への対応やセキュリティ対策に要する経費等の影響を除く。）を目指すこととする。

(以下略)

※下線は総務省が付記

業務プロセス・システムの標準化の進め方

現状

- 自治体がシステムを独自にカスタマイズする傾向 → 住民・企業等や自治体の負担に

2019年度から着手(各行政分野につき原則1年間)

- 自治体・ベンダ・所管府省を含む関係者がコミットした形で各行政分野のシステムの標準を設定
- まずは、自治体システムの中核をなす住民記録システムから検討開始
 - ※ 自治体クラウドは、引き続き推進

ベンダ

- 標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載
- 全国的なサービス(例:LGWAN-ASPサービス)としてパッケージシステムのアプリケーションを提供

自治体

- システム更新時期も踏まえつつ、労働力の供給制約等の社会課題に遅滞なく対応できるよう、速やかに各自治体で標準準拠システムを導入
- 原則として、カスタマイズは行わない。
 - ※ ただし、住民サービスの維持・向上等の観点から自治体独自の施策を行っている場合であって、カスタマイズ以外の代替措置で対応することが困難であるなどの事由がある場合を除く。

標準設定後5年以内

遅くとも2020年代に実現すべき姿

- 各行政分野において、複数のベンダが全国的なサービス(例:LGWAN-ASPサービス)としてシステムのアプリケーションを提供し、各自治体が原則としてカスタマイズせずに利用
 - 住民・企業等の利便性向上、自治体の負担の最小化

2040年までに実現すべき姿

「スマート自治体」の実現

- 〔目的〕
- ・ 住民・企業等にとっての利便性向上(行政サービスの需要サイド)
 - ・ 自治体の人的・財政的負担の軽減(行政サービスの供給サイド)

令和元年8月22日

自治体システム等標準化検討会 名簿

「自治体システム等標準化検討会」の開催

1. 趣 旨

自治体の情報システムは、これまで各自治体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各自治体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じています。特に人口規模が一定以上の自治体については、同一事業者のシステムを利用する自治体間でもシステムの内容が異なることから、共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっています。さらに、自治体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・企業・自治体等の負担に繋がっています。

また、中長期的な人口構造の変化に対応した自治体行政に変革していくためにも、自治体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、自治体行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、自治体行政のデジタル化に向け、自治体の情報システムや様式・帳票の標準化等について、自治体、事業者及び国が協力して具体的な検討を行います。

2. 検討内容(案)

- ①住民記録システム等の標準化(標準仕様書や標準様式の作成など)
- ②広域クラウド化(近隣自治体に止まらない全国規模のクラウド化)
- ③住民情報データのバックアップ

3. 構成員・準構成員

- ・別紙名簿のとおり

4. スケジュール

- ・令和元年8月26日(月)に第1回検討会を開催します。

【構成員】

(座長) 庄司 昌彦	武蔵大学社会学部教授
後藤 省二	株式会社地域情報化研究所代表取締役社長
渡邊 康之	筑西市企画部情報政策課係長
岡田 寿史	前橋市政策部情報政策課副参事
摩尼 真	町田市市民部市民課担当課長
坪田 充博	日野市総務部情報システム課主幹
福田 達夫	藤沢市総務部 IT 推進課長
山澤 浩幸	三条市総務部情報管理課長
金泉 嘉昭	出雲崎町市民課長
倉田 司	飯田市民協働環境部市民課長
野口 泰弘	神戸市民参画推進局住民システム担当係長
平松 弘三	倉敷市企画財政局企画財政部情報政策課主任
津留 薫	久留米市市民文化部市民課課長補佐
福永 浩二	大崎町住民環境課課長補佐
林 博孝	神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹
川島 正治	全国知事会調査第一部長
内村 義和	全国市長会行政部長
小出 太郎	全国町村会行政部長
樋口 浩司	地方公共団体情報システム機構 住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長

佐藤 勝己	地方公共団体情報システム機構研究開発部長
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室政府CIO補佐官
三橋 一彦	総務省自治行政局住民制度課長
植田 昌也	総務省自治行政局行政経営支援室長
神門 純一	総務省自治行政局地域情報政策室長
金澤 直樹	総務省情報流通行政局地方情報化推進室長

【準構成員】

長友 悟	株式会社RKKコンピューターサービス 公共システム本部東日本システム部次長
小下 己鶴	Goomホールディングス株式会社地方行政経営研究所課長
松下 邦彦	株式会社TKC地方公共団体事業部システム企画部部長
竹前 久	株式会社電算公共開発本部公共ソリューション1部主任
藤野 正則	日本電気株式会社公共システム開発本部 プロジェクトマネージャー
矢留 宏治	株式会社日立システムズ公共・社会事業企画本部部長
大村 周久	富士通株式会社第二行政ソリューション事業本部 シニアマネージャー

(以上敬称略)

【連絡先】

自治行政局行政経営支援室 正木課長補佐、渡邊係長
 電話：03-5253-5519(直通) F A X：03-5253-5592

地方公共団体のオンライン利用推進

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ① **行政のデジタル化に関する基本原則**及び**行政手続の原則オンライン化のために必要な事項**を定めるとともに、
- ② **行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策**を講ずる。

① 行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（デジタル行政推進法）に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や**手数料納付**も**オンラインで実施**（**電子署名等、電子納付**）

添付書類の撤廃

- **行政機関間の情報連携**等により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

地方公共団体における電子申請システムの整備状況について

- 都道府県、全団体において何らかの手続（「eLTAX」は除く。）で、電子申請システムとして整備。
- 市区町村1,481団体（85.1%）で何らかの手続（「マイナポ」含め、「eLTAX」は除く。）で、電子申請システムとして整備、未整備260団体（14.9%）（整備済み団体人口カバー率97.9%）。

（平成31年4月時点 総務省調べ）

都道府県

システム導入済 47団体
（うち37団体（78.7%）
は、管内市区町村との共
同利用）

市区町村

共同利用, 1,130 団体
(64.9%)

うち都道府県と共同利用：1,017
団体(58.4%)
市区町村間との共同利用：113団
体(6.5%)

単独利用, 351 団体
(20.2%)

〔うちマイナポータルのみ
利用団体：19団体(1.1%)〕

未導入,
260 団体
(14.9%)

地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況

平成31年3月29日公表

- 地方公共団体における行政手続のオンライン利用の状況については、「電子自治体オンライン利用促進指針」（平成18年7月28日策定、平成30年5月31日改正）において、総務省は、地方公共団体の取組をフォローアップするため、毎年度オンライン利用率の把握を行い公表することとされており、今般、平成29年度の状況を取りまとめました。

(1) 利用促進対象手続(21手続)の全体のオンライン利用状況

※1:対象手続に関して既にオンライン化している団体における、総手続件数と人口を基に算出した全国における推計値

年度	年間総手続件数(推計) ^{※1}	オンライン利用件数	オンライン利用率
平成29年度	390,757 千件	204,741 千件	52.4%
平成28年度 ^{※2}	389,170 千件	199,208 千件	51.2%
平成27年度	384,473 千件	188,832 千件	49.1%

(2) 利用促進対象手続(21手続)の年間総手続件数(推計) 上位3手続のオンライン利用率

手続の類型 及び 年間総手続件数(推計) ^{※1}	平成29年度	平成28年度 ^{※2}
図書館の図書貸出予約等 [125,484千件]	67.7%	66.8%
地方税申告手続(eLTAX) [107,468千件]	55.5%	53.1%
文化・スポーツ施設等の利用予約等 [93,387千件]	55.4%	54.2%

※2:平成30年3月30日に公表した平成28年度分の調査結果の一部に集計誤りがあったため、年間総手続件数(推計)・オンライン利用件数・オンライン利用率を修正しています。
(参考:修正前……年間手続総件数397,823千件、オンライン利用件数204,526千件、オンライン利用率51.4%、文化・スポーツ施設等の予約等54.8%)

なお、平成30年5月に改正した「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」（平成30年5月31日付け総務省大臣官房地域力創造審議官通知）において追加指定した13手続に関しては、平成30年度実績について平成31年度末に公表予定。

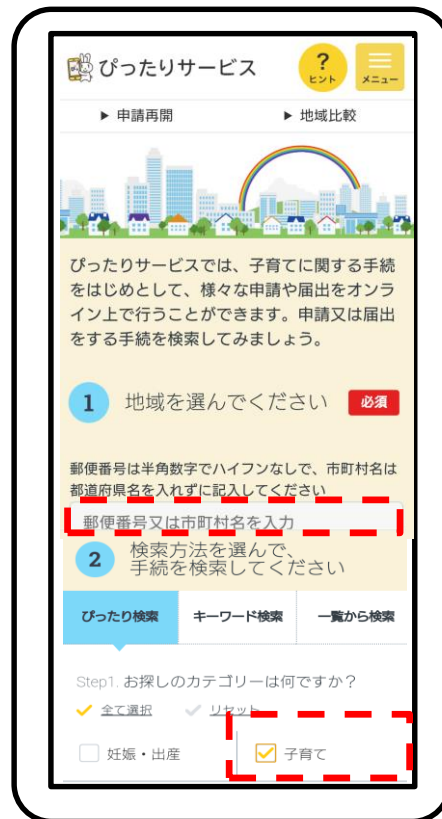
- ・ H29. 7～ 市町村の**手続検索**（内容確認）が可能に（※）（まずは「子育て」手続から（「子育てワンストップ」））
- ・ H29. 10～ 検索した手続の**オンライン申請**が可能に（※※）
- ・ H31. 1 「**介護保険ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ H31. 3 「**被災者支援ワンストップ**」について、ガイドラインを公開。
- ・ 今後 「**障がい**」「**引越・死亡相続**」をはじめ、ガイドラインを策定予定。

以上の分野・手続に限らず、市町村は、様々な分野・手続の**オンライン申請実現が可能**。

※ 市町村において手続を登録することが必要（「子育て」については、H31. 3時点で1,551団体が対応）。

※※ 市町村においてマイナポータルと接続することが必要。**H31. 3時点で909団体が対応し、電子申請が可能**。

＜「ぴったりサービス」の画面イメージ＞



新潟県三条市 ぴったりサービス利用拡大(平成30年4月～)

内閣官房番号室作成資料



No	国が指定する手続き名	電子署名
1	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	○
2	児童手当の額の改定の請求及び届出	○
3	氏名変更/住所変更等の届出	○
4	受給事由消滅の届出	○
5	未支払の児童手当等の請求	○
6	児童手当等に係る寄付の申出	○
7	児童手当等に係る寄付変更等の申出	○
8	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	○
9	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	○
10	児童手当等の現況届	○
11	支給認定の申請	○
12	保育施設等の利用申込	○
13	保育施設等の現況届	○
14	児童扶養手当の現況届	○
15	妊娠の届出	○

No	三条市が追加する手続き名	電子署名
1	児童クラブ入会申請	○
2	児童クラブ利用料減免申請	○
3	児童クラブ退会届	○
4	子ども医療費受給者証交付申請書	○
5	子ども医療費受給者証再交付申請書	○
6	妊産婦医療費受給資格登録申請書	○
7	妊産婦医療費受給者証再交付申請書	○
8	情報公開請求書	-
9	市長へのたより	-
10	図書館問い合わせフォーム	-
11	図書リクエストフォーム	-
12	出張トーク申込書	-
13	選挙 期日前投票所 投票立会人申込み	-
14	三条市元旦マラソン大会参加申込み	-
15	学校開放登録手続き	-
16	健康診査等受診意向調査	-
17	職員採用試験受験申込	-
18	国民年金被保険者資格取得届(任意加入は除く)	○
19	国民年金被保険者資格喪失届(任意加入は除く)	○